

等)、理由(指令違反によつて追放された場合には、何年何月

何日の第何号指令違反であることを記載)を御調査の上(和文英

文各)(至急)(二部)宛至急御報告下さい

五月中のものは右とは別個に(調)(作)製、同様二部宛御報告下

さい

なほ本調査は今後毎月十日迄に前月分のを調査し御報告下

さい

但し昨(日)(年)十二年五日附発学六九号はそのまゝとします

案ノ二

昭和二十一年六月二十七日

地方長官殿

追放教職員調査に関する件

(注記3)

昨年終戦以後本年四月末日迄の間に联合国司令部の指令又は指

令に基く本省の通牒によつて追放された(教職員の)貴管

下教職員の氏名、現住所、(追放当時の在職学校名)地位(校長、

教頭、教諭、訓導等)、理由(指令違反の場合は何年何月何日

の第何号指令違反であることを記載)を御調査の上(和文英文各)

二部宛至急御報告下さい

五月中のものは右とは別個に作製、同様二部宛御報告下さい

なほ本調査は今後毎月十日迄に前月分のを調査し御報

告下さい

但し昨年十二月五日附発学六九号はそのまゝとします

発学二九八号

昭和二十一年八月二十九日起案

事務官

大学教育課長

次長

局長

案

年月日

直轄学校長

公私立大学高等専門学校長宛

地方長官

追放教職員の調査に関する件

このことについては別紙写の如く照会し、それぞれ報告を受け

た向も少くないのであるが未報告の学校、府県も少くないので、

ここに念の為再度照会するから、期日厳守の上至急報告された

い(総務係と附記)

なほ今後該当者のない場合は和文一通を以て報告されれば充分

である

発学二九八号

昭和二十一年六月二十七日

(写)

直轄学校長

文部省学校教育局長 日高第四郎

(下 札 2)

公立大学高等専門学校長
(加筆)
(地) 方 長 官

追放教職員調査に関する件

昨年終戦以後本年四月末日迄の間に聯合國司令部の指令又は指令に基く本省の通牒によつて追放された(加筆)教職員の氏名、現住所、追放当時の在職学校名、地位(校長、教頭、教授等)、理由(指令違反によつて追放された場合には何年何月何日の第何号指令違反であるかを記載)を御調査の上和文英文各二部宛至急御報告下さい

五月中のものは右とは別個に作製同様二部宛御報告下さい

なほ本調査は今後毎月十日迄に前月分のを調査し御報告下さい

但し昨年十二月五日附発学六九号はそのままとします

昭和二十一年九月九日起案

事務官 (妹尾)
 大学教育課長 (松井)
 次長 (福田)
 学校教育局長 (日高)

案
 年 月 日
 文書課長宛

追放教職員の調査に関する件

このことについては別紙の通り報告書を送附するから宜しく取

計はりたい。なほ本調査は未報告の府県学校が多いので九月四日附発学二九八号で再度照会したから御了承されたい。

追放教職員の調査

大 学	一 三
高等学校大学予科	二
専 門 学 校	一 <small>(抹消)</small> <small>(加筆)</small> <small>(三)</small> <small>(六)</small>
高等師範学校	一
師 範 学 校	一
青年師範学校	一
中等学校国民学校	八 五
計	一 一 四

備考

右集計は五月七日(抹消)附(抹消)勅令二六三号による追放教職員を含まず又、科目廃止によつて退職した(抹消)「(加筆)」(も)のは追放者と認め難いのでこれをも含んでゐない。

従つて勅令一〇九号又は聯合国の指令(抹消)「(加筆)」又は指令に基く本省の通牒による追放者のみの集計である。

昭和二十一年十月三十一日起案

事務官 (妹尾)
 発学二九八号

局長 (日高)
 次長 (福田) / 21・11・27
 大学課長 (松井)
 連絡掛長 (渡邊)
 局長 (佐藤)

案

21年11月4日

(注記7)

局長

直轄学校長

公立大学高等専門学校長宛

(注記8)

地方長官

除去せられた教職員の調査に関する件

このことについては六月二十七日附及び九月四日附(発学二九

八号)追放教職員の調査に関する件によつて照会し、それぞれ

御報告を煩はしたが、今後この調査は、適格審査室の調査に一

元化し、本局としての調査(は)を(を)打切ることとしたから御了

知されたい。

なほ終戦(加筆)(昨年八月十五日)後本年(抹消)(四月末日)(加筆)(五月六日)

迄に教職より(抹消)(除去せられた)(退官職、転任した)者については、

左記要領により報告せられたい。

記

一、調査事項は六月二十七日附発学二九八号の通りとするが、

更に教職より(抹消)(法除去された)(加筆)(の退官職、転任)月日をも調

査すること

二、(加筆)(昨年八月十五日より本年)五月七日前に既に教職(抹消)(より除

去されたが)(加筆)(を退官職転任した者で、若し其の者が)引続

き教職にあつたならば五月七日勅令二六三号によつて

(抹消)(当然)教職より除去せられる(加筆)(おそれあり)と認められる者

(抹消)(を)も調査すること。但しこの者については氏名の上に○

(下 札 3)

印を附すること。

三、報告書は和文英文各二通とするが、該当事項のない場合は和文一通を以てそのことを報告すること。

四、五月七日前の分につき既に報告済の向は更めて報告の必要はない(加筆)但し二号(抹消)者(加筆)に付ては再報告すること。

五、五月七日以降の分については今後報告の必要はない。

発適四三号

昭和二十一年十月十六日

文部大臣官房適格審査室長 山崎 匡輔

県知事

学校長

殿

教職員の除去、就職禁止及復職等に関する報告の件

昭和二十一年勅令第二百六十三号の「教職員の除去、就職禁止

及復職の件」に関しては毎月報告を受けているが、今般事務処

理の明確を期する為別紙報告様式を一定したから以後本通牒に

依り報告せられ度い。

昭和二十一年七月二十三日附発適一三号通牒は廃止する。

追而昭和二十一年五月七日以降の報告を本通牒によつて各月

別に再提出せられたい。(但し第一様式による電信報告の分

は不要)

各様式はそれぞれ別紙に記入すること。

記

一、提出期日

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着する様電報すること。

2、第二、三、四、様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着する様文書で発送のこと。

二、月次報告様式

第一様式

発適四三号報告、ウ、五六〇、エ、五〇〇、オ、五〇、カ、四九、キ、五、学校名、都道府県名

備考 ウ、エ、オ、カ、キ、は第二様式の各事項の合計を指す。

第二様式

指定、罷免、復職総数報告（月分）
都道府県一名
又は学校一名

種別	事項			
	ウ	エ	オ	カ
国民学校	別表第一の不適合者として指定された者の総数	指定の結果罷免せられた者の総数	別表第二の該当者として指定せられた者の総数	別表第二の該当者として指定せられた者の総数
青年学校				
中等学校				
盲聾哑学校				
教育関係官吏				
公吏				
	キ	キ	キ	キ

学校経営をする法人の役員

合計	ウ	エ	オ	カ	キ

備考

1、合計数はその月に於けるもののみを記入し、前月よりの延人員数を記入しない様にすること。

2、ウ欄は判定、仮判定、保留等をされた人数は含まない。指定されたものの数だけ記入すること。

エ欄は指定の結果、罷免手続をなし、罷免発令あつた者のみを記入する。（罷免手続中の者は含まない。）

カ欄は罷免発令あつた者のみ記入すること。（罷免手続中の者は含まない。）

3、各種学校の場合は中等学校に含めて計上する。

4、学校を経営する法人は中等学校以下の学校を経営する者につき記入すること。

5、学校集団関係の学校は種別の欄を校名に変更して記入のこと。

第三様式

指定、罷免者報告（月分）
都道府県一名
又は学校一名

合計	指定月日	罷免月日	該当事項	勤務先	地位	氏名

備考

- 1、本様式は別表第一該当者の分と別表第二該当者の分とを夫々別紙にて報告のこと。
- 2、第二様式の種別欄の順に記入のこと。
- 3、指定月日には判定月日、保留月日等は含まない。
- 4、罷免月日は罷免発令月日を記入のこと。
- 5、指定は地方教官、文部大臣のしたものの総てを含む。
- 6、該当事項

例 別表第一の一、侵略主義或は好戦的、国家主義を鼓吹した者の如く精しく書くこと。

別表第二の三、陸軍十年以上

- 7、勤務先、氏名等については振仮名をつけると共に官公私立の別を明らかにすること。

- 8、地位は地方教官（何級）、文部事務官（何級）、講師、授業嘱託、事務嘱託等の如く書くこと。

第四様式

施行規則第二条に依る復職者報告（月分）
都道府県 又は 学校 一名

指定月日	復職月日	復職理由	勤務先	地位	氏名
合計					

備考

- 1、指定は地方長官、文部大臣のなしたる者総てを含む。
- 2、復職月日は復職発令月日を記入のこと。

- 3、指定はうけたが復職発令のない時は復職月日は記載せぬこと。

- 4、勤務先、地位、氏名等は第三様式の場合の如く記載のこと。

- 5、記載順は第二様式種別欄の順に従つて記入のこと。
- 6、復職理由は具体的に書くこと。

例 自由主義者の故を以て退職せしめらる等

昭和二十一年十月十六日

文部大臣官房適格審査室長 山崎 匡輔

大 学

学校集団 適格審査委員会委員長殿

県

発適四三号通牒補則に関する件

昭和二十一年十月十六日発適四三号を以て通牒した中に脱漏があつたので左の様に補則する。御承知あり度い。

記

第二様式

備考

- 2、ア欄は仮判定、保留等凡そ審査をした人数は総て含む。イ欄に於ては仮判定、保留等は含まない。
- 3、各種学校の場合は中等学校に含める。
- 4、学校経営をする法人は中等学校以下の学校を経営するものにつき記入のこと。

5、学校集団委員会にては種別の欄を専門学校、高等学校、教員養成諸学校、大学予科等々

大学委員会にては法学部、文学部、医学部等々に変更すること。

発適四三号

昭和二十一年十月十六日

適格審査室長

大学
学校集団
適格審査委員会委員長殿
県

適格審査の状況報告に関する件

貴管下の教職員適格審査の進行状況は毎月報告を受けて居るが今般、事務処理の明確を期する為、各委員会よりの報告様式を一定したから左記によつて報告せられ度い。

昭和二十一年七月二十三日付発適一三号通牒は之を廃止する。

追而 適格審査開始以来の報告を本通牒により各月別に再提出せられ度い。(但し第一様式による電信報告の分は不要)

各種様式はそれ〴〵別紙に記入すること。

記

一、提出期日

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着する様電報すること。

2、第二、三、四様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着する様文書で発送のこと。

二、月次報告様式

第一様式

発適四三号報告、ア、五六〇、イ、三〇、委員会名

備考 ア、イ、は第二様式の各事項の合計を指す

第二様式

審査総数報告(月分) 委員会名

種別	ア	イ
	委員会で適格審査を受けた者の総数 (別表第二該当者を含まず)	委員会で別表第一の不適合者として判定された者の総数
国民学校		
青年学校		
中等学校		
盲聾哑学校		
教育関係官吏		
公吏		
学校を経営する法人の役員		
合計		

備考 1、合計数はその月に於けるもの、みを記入し、前

月よりの延人員数を記入せぬ様注意すること

第三様式

適格判定者報告（月分） 委員会名

判定月日	勤務先	地位	氏名
合計			

備考

1、勤務先は官公私立の区別を明らかにすること。

例、(私)横浜家政女学校

2、地位は地方教官（三、二級）文部事務官（二級）講師、授業嘱託事務嘱託（二級待遇以上）等の如くすること。

3、勤務先、氏名には振仮名をつけること。

4、仮判定、保留は一切記入しないこと。

第四様式

不適格判定者報告（月分） 委員会名

判定月日	該当事項	勤務先	地位	氏名
合計				

備考

1、該当事項……例別表第一ノ一侵略主義或は好戦的國家主義を鼓吹したもの

2、勤務先、地位、氏名の記入様式は第三様式による。

3、仮判定は記入しないこと。

- (注記1) 「往復掛 21・7・4 発送済」
- (注記2) 「二四」(簿冊内件名番号)
- (注記3) 「往復掛 21・7・2 発送済」
- (注記4) 「裁決定 9月4日」
- (注記5) 「記録掛 24・4・22 受領」
- (注記6) 「往復掛 21・9・9 発送済」
- (注記7) 「往復掛 21・11・6 発送済」
- (注記8) 「記録掛 24・4・22 受領」
- (下札1) (備我) (抹消) (加筆) 「か三十」(ハ) / 聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通達 除去された教職員の調査に関する件 / 番号 / 結了年月日 昭二二 (抹消) (加筆) 四 (六) 二七 / 保存年限 / 枚数
- (下札2) (破損)
- (下札3) (破損)

〔自昭19年至昭23年
第7冊〕文部省⁵⁹統計報告総規
3A, 32—5, 2366〕